

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄内町長

市町村名 (市町村コード)	庄内町 (064289)
地域名 (地域内農業集落名)	庄内たがわ新余目第二支所 (前田野目・福島・大真木・返吉・京島・新田目・本小野方・吉方・西袋・南興屋・中野・南 野新田・主殿新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化と後継者不足のため、遊休農地の増加が懸念されることから、他集落からの入り作や法人化を検討していく必要がある。
- ・集約化が進んでいない。
- ・草刈り等の保安全管理がきちんとできていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地利用は中心経営体が担う。
- ・認定農業者や認定新規農業者の受け入れを促進する。
- ・集落によっては、入り作の受け入れを検討していく。
- ・稲作中心に、大豆など土地利用作物を導入

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	582 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	569 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者がいる方、拡大希望のある方に集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者や離農、経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
区画整備(大型圃場、排水路の草刈り負担解消)を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業委員会やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、外部団体へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②低肥料・有機肥料使用を推進していく。
 ③ドローン等を使った防除や、労力削減のためスマート農業を推進していく。